

BSEの対策概要

○農林水産省

- ・飼料規制（BSE発生防止対策）
- ・死亡牛等のBSE検査（BSE対策の有効性の確認）

【検査対象】

<令和6年3月31日まで>
一般的な死亡牛：96か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

<令和6年4月1日から>
一般的な死亡牛：廃止
起立不能牛：全月齢
BSE関連症状牛：全月齢
特定症状牛：全月齢

農林水産省所管



牛肉骨粉等



生産農場



死亡牛等

家畜保健衛生所



飼料規制（BSE発生防止対策）

- ・牛肉骨粉等は輸入及び牛等を対象とする飼料への利用を禁止
- ・牛と鶏・豚の飼料の製造工程を分離（交差汚染の防止対策）
- ・輸入飼料の原料の届出、小売業者の届出

死亡牛のBSE検査 <令和6年4月1日から>

一般的な死亡牛：廃止
起立不能牛：全月齢
BSE関連症状牛：全月齢
特定症状牛：全月齢

○厚生労働省

- ・特定危険部位※の除去
- ・と畜時のBSE検査

【検査対象】

生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛：全月齢

※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

厚生労働省所管

と畜時のBSE検査

生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛：全月齢

と畜場・食肉処理場



小売店



特定危険部位の除去

特定危険部位は焼却